

特定非営利活動法人 日本システム監査人協会報

研究会特集

システム監査基準研究会 平成 16 年度報告

本田 実

研究項目

研究項目は、情報システム監査実践マニュアルの改訂となった。

候補に挙げた研究項目としては以下のものがあった。

- ・管理基準のチェックリストの作成
- ・管理基準の詳細版作成
- ・管理基準と個人情報保護法、ITIL、SOX 法、プロジェクトマネジメントとの対応

研究会実施内容

システム監査基準の改訂待ちであったため、開催が大幅に遅れてしまったが、「情報システム監査実践マニュアル改訂の企画案」を作成するのにとどまった。

研究会は 2 回開催 (12/ 6 (月)、12/28 (火))。

研究会メンバーは以下の通り。(敬称略)

小野、橘和、沼野、力、大石、金子、片岡、松枝、仲、芳伸、原、富山、木村、森本
改訂作業の企画、実行計画作成、実施などは平成 17 年度に持ち越す。

企画案の概要としては以下の通り。

① 改訂の時期：2005 年 11 月出版予定

② 改訂のコンセプト

- ・実務者向け実践マニュアルとする
- ・システム監査を実施するに当たって必要な情報は全てあるようにする。
- ・現行の実践マニュアルと基本的な構成は変えない。
- ・コラムは、監査の教育にも役立つものが多いため、今回も載せる。

③ 改訂の骨子

- ・システム監査基準、管理基準への全面的な対応
- ・システム監査基準・管理基準に沿った手順の解説
- ・保証型監査、助言型監査の具体例
- ・IT・システム監査基準を取り巻く法制度・標準化の動向について解説
- ・新監査基準・管理基準に沿ったチェックリスト
- ・監査のための具体的なチェックポイントや様式を CD-ROM で提供
- ・用語の定義
- ・情報システムの最新動向の解説
- ・監査論的な解説
- ・リスクマネジメントシステム、リスクアセスメント等を解説
- ・最新の情報システムの監査の事例
- ・チェックリストやフォーマットは新基準用に改訂して、CD-ROM または FD に入れて添付する。

以上

目次	
	ページ
システム監査基準研究会 (平成 16 年度報告).....	1
個人情報保護監査研究会はこんなことを行っています..	4
月例研究会のご紹介	7
第 109 回月例研究会報告	13
第 4 回通常総会のご案内	16
平成 16 年度第 10 回理事会議事録	18
平成 17 年度第 1 回理事会議事録	21
「個人情報保護管理者 / 監査責任者の実務」 セミナーのご案内	23
個人新人会員	28
情報セキュリティ監査基準研究会	2
システム監査事例研究会へのお誘い	6
第 108 回月例研究会報告	12
「公認システム監査人コーナー」	16
第 4 回通常総会の審議事項の内容について	17
平成 16 年度第 11 回理事会議事録	20
法人部会より	22
新人会員の声	25
編集後記	28

セキュリティ監査基準研究会

I. 情報セキュリティ監査研究会について

当研究会は、以前から続いているセキュリティ研究会が、情報セキュリティ監査基準の制定を機に、その基準の利用、活用を進めることを目的として名称も変更して進めている。

開催案内 : 情報セキュリティ監査研究会はメンバー約10名、研究会の開催場所を平成17年度は主に中央区民館（人形町ほか）を利用して開催した。11月から当協会の事務局を利用して開催している。

開催頻度 : 原則月例開催としており、17年度も同様に進める予定である。月半ばの週日夜間である。

研究会の進め方 : 毎月次回のテーマを決めてそのテーマについて各自の検討結果を持ち寄る方式である。このところ、十分満足の行く進捗状況でない嫌いがあるので、馬力のある新人の参加を歓迎します。

II. セキュリティ監査基準研究会活動内容について

1. 情報セキュリティ管理項目の知識ベース化

情報セキュリティ監査項目、ISMS管理項目については、管理大きな項目とその目的とそれからブレイクダウンされたサブ管理項目があり、そのサブ管理項目に対して、コントロールすべき事柄、それをブレイクダウンされたサブコントロールがある。セキュリティの監査の場合、これらの項目に沿って監査する必要がある。その事で同一水準のセキュリティレベルを保証できる。

ただし、そこに対応する技術や管理方法は、企業によっても変わるし、また、発展もしつつある。たとえば、バックアップに関しても、従来の集中方式の場合と、サーバが分散しないしは複数台となる環境では、ネットワークでのバックアップなど様々な新しい技術が導入されており監査の観点も変わっていくことが考えられる。また、バックアップの中に個人情報などがある場合は、その管理方法も個人情報に関する法規・ガイドラインに準ずることなどが必要となる。

変化に対応して監査人が一定の技術基準を持つことは難しく、現状は、監査人個人によりバラツキがある。また、変化する技術に対応することも、個人人の努力では難しい面がある。また、保証型監査よりも、助言型監査が多いことを考えると、対応策などを提案することなどが求められる。そのためには、監査人側に十分な知識が求められている。

この現状を打開するためには、監査人個人人の知識、知恵を集めて、公開することで、情報を共有することが求められる。

そのために当研究会では、情報セキュリティ管理項目のサブコントロールに対して、その監査方法や知識として知っておくべきことを収集し、公開できる仕組みを作ることにした。いわゆる、ナレッジベースを作ることを当面の活動とした。

2. 監査知識の共有する仕組み作り

(1) 情報セキュリティ管理項目のXML化

今後、情報交換が電子的に行われることと、その表示方法などは様々なものが考えられる。従って情報セキュリティ管理項目を下記のようにタグをつけて、XML文書として取り扱う。

```
<?xml version="1.0" encoding="Sift_JIS" ?>
```

```
- <情報セキュリティ管理項目 >
```

```
+ <MainObjectList>
```

```
- <MainObjectList>
```

```
  <MainObject>2 組織のセキュリティ </MainObject>
```

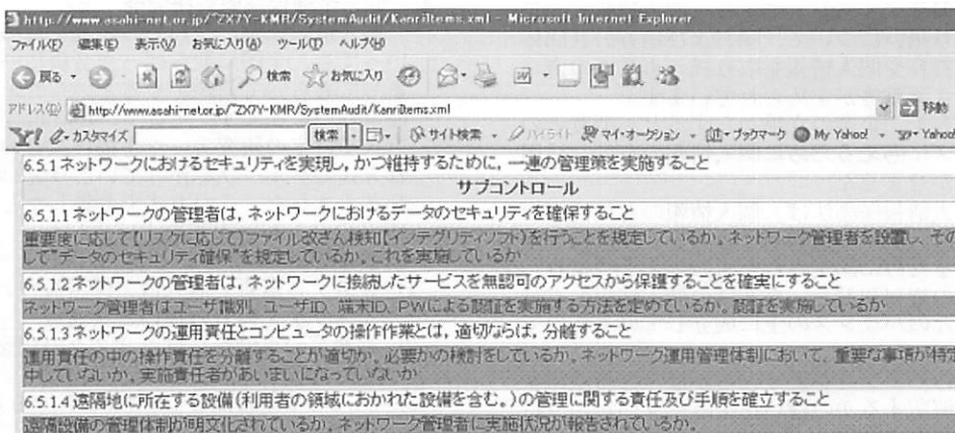
```
- <SubObjectList>
```

```
  <SubObject>2.1. 情報セキュリティ基盤 </SubObject>
```

```
    <Purpose> 目的 組織内の情報セキュリティを管理するため </Purpose>
```

- <MainControllist>
 - <MainControl>2.1.1 セキュリティを主導するための明りょうな方向付け及び経営者による目に見える形での支持を確実にするために、運営委員会を設置すること </MainControl>
 - <SubControllist/>
 - <MainControl>2.1.2 運営委員会は、適切な責任分担及び十分な資源配分によって、セキュリティを促進すること </MainControl>
- <SubControllist>
 - <SubControl>2.1.2.1 運営委員会は、適切な責任及び資源配分によって、組織内におけるセキュリティを促進すること </SubControl>

- (イ) 各サブコントロールに対して研究会メンバにて監査方法、対応技術に対するコメントを作成
それぞれのサブコントロールに対して、コメントをつける。たとえば、メディアの廃棄などは、ディスク廃棄などで、データを消去する方式 (Dod 対応の消去ソフトの紹介や、従来のフォーマットなどでは不十分なことの説明など)
これについては、現在、研究会メンバーにて検討中である。
- (ウ) これらの知識ベースの公開
これらの知識ベースをインターネットを通じて公開する仕組み作り。当研究会ではとりあえず、上記の項目の XML 化と、それに対してコメントつけたものを、インターネットで公開できるようにしている。そのための、XML のスタイルシート作成並びに、各コメントが、将来的には各会員から自宅等から入力できし、各自の知識が共有化できる様にする。
現時点では、下記のように実験的に公開している。網がけになっている部分が、コメントである。ここから、リンクを張ったりすることも可能である。



- (エ) 今後の活動
- ① 各サブコントロールに対する知識の収集
 - ② そのような知識が、各会員から入力できる仕組み作り。
 - ③ 上記、Web の協会サイトでの公開
 - ④ Xsl などのスタイルシートなどの整理で、チェックシートを簡単に作ることが出来る仕組み作り

以上のような活動を行い、監査人の知識を集約・公開することで、さらなる知識のレベルアップを行う。

参考) 上記の実験的公開は下記のサイトで行っている。

<http://www.asahi-net.or.jp/~ZX7Y-KMR/sub1.htm>

個人情報保護監査研究会はこんなことを 行っています

担当理事 蓮見節夫

1. 設立の経過

平成 15 年に個人情報保護法が成立しました。それ以降、個人情報保護についての関心が高まってきました。システム監査人協会の会員の中にも、それぞれの企業の中で、個人情報保護への対応をどうしたらよいかとか、社長から、プライバシーマーク取得のプロジェクト推進役を仰せ付かったのだが、どうしたらよいかとか、実際に個人情報保護管理者に指名された者や、監査責任者に任命された者が出ています。

また、業務の中で個人情報保護のコンサルタントを行っている者も出ております。

こうした会員の活動を支援することも協会活動の一つとして必要なことではないかと判断しました。平成 16 年 9 月の理事会で、担当理事が任命され、理事を中心として個人情報保護監査研究会運営委員会を設立しました。

2. 個人情報保護法について

個人情報保護法の目的は、「個人の権利利益を保護すること」であり、個人情報の適正な取り扱いについて、国および地方公共団体等の責務や個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められています。

一方で、企業の立場からすると、消費者のニーズに応えるために個人情報の有効な活用が欠かせません。

個人情報保護法は、個人情報の有効活用の促進と、個人の権利利益を図る社会基盤を確立するために制定されたものです。つまり、個人の権利利益と、企業での個人情報の有効活用とのバランスの上に成立しているものです。

このバランスをどうとるかは、この法律をどう解釈するかの違いを生みやすいという特徴を持っています。

今年 4 月 1 日から法の完全施行を目指して、産業分野別のガイドラインが作られつつあります。また経済産業省の指導で、業界ごとにもガイドラインが検討されています。

ここでも、個人の権利利益と、企業での個人情報の有効活用とのバランスをどうとるかを苦心しているところです。こんなところにも当研究会のテーマが転がっています。

3. JIS Q 15001 とプライバシーマーク制度

個人情報保護法成立よりも早く「JIS Q 15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム要求事項」が 1999 年に作られています。これは、個人情報保護の理念を

企業内で実現するためのマネジメントシステムです。マネジメントシステムなので、Plan、Do、Check、Act の形で個人情報保護を実現するための継続的改善を進めるものです。

プライバシーマーク制度は、この JIS Q 15001 を確立していることを第三者機関で認定し、一定のレベルに達していると判断された場合に、プライバシーマークの使用を認めようというものです。

消費者と直接接触している企業や個人情報の預託の形で間接的に接触している企業は、個人情報保護に対する自らの取り組み姿勢をアピールするために、プライバシーマーク取得を進めています。

ここでも、会員の活躍する場面が多くあります。

そこで、個人情報保護法はどうなっているか、どう対応したらよいか、プライバシーマークを取得するにはどうしたらよいか、個人情報保護管理者はどんなことをしたらよいか、個人情報保護監査責任者はどう監査を進めたらよいかを研究します。

運営委員会では、次の三つの活動を推進しています。

4. 個人情報保護監査研究会

個人情報保護についての研究を進めるといっても、全国に散らばった会員に一堂に集まってもらって何かをやるということは不可能に近いことです。そこで、E-Mail を使った方式で特定の研究テーマを掲げ、この指とまれ方式でグループを作っていくという方式を考えました。この方式で募集したところ、45 名のメンバーが手を上げました。

集まったテーマ

- 1) システム監査／個人情報保護監査／情報セキュリティ監査の違いと共通点
- 2) 漏洩等の事例から見たリスクの認識と合理的対応策
- 3) 個人情報保護法と JIS Q15001:1999 の比較研究
- 4) 個人情報保護の実務に役立つ様式事例研究
- 5) IC タグとプライバシーの諸問題
- 6) 経営問題としての個人情報保護問題
- 7) 個人情報保護の監査手順と監査責任者の役割
- 8) 個人情報保護のための社内体制作り
- 9) 個人情報保護管理者の行うこと
- 10) 個人情報保護法と個人信用情報
- 11) システム監査基準と管理基準から見た個人情報保護管理者及び監査責任者の役割と位置づけ
- 12) 経済産業省の個人情報保護ガイドラインが要求する個人情報保護管理者及び監査責任者の役割

- 13) 個人情報漏洩保険の現状と今後の課題／個人情報保護対策としての実践的な損害保険契約について
- 14) 中小企業における会社を守る個人情報保護のための施策
- 15) 自治体における個人情報保護監査のチェックポイント
- 16) 企業として管理しなければならない個人情報の定義について
- 17) 個人情報保護法など IT ガバナンスを要求する法令規範に対応し、説明責任を果す情報システムの検討 (⑧の一部という位置づけ)
- 18) 情報システム監査の観点から見た、個人情報保護法3法(基本法、行政機関、独立行政法人)の比較
- 19) 中小企業の個人情報保護問題と対策
- 20) 情報システム監査の観点から見た、個人情報保護法3法(基本法、行政機関、独立行政法人)の比較
- 21) 情報セキュリティ監査における、情報漏洩対策の監査方法。(何を検証・確認すれば、一定のレベルと判断できるか。対策のレベルをある程度保証するには、何が必要か)
- 22) 情報流失または漏洩の際の、対策組織・体制の監査方法。(どういった機能が必要か、実効性の確認はどのように行うか)
- 23) 社内における個人情報の洗い出しと、評価の方法。(例えば、ISMSにおける情報資産のリスク・アセスメントのように、体系的な評価方法を、どのように適用していくか)
- 24) 見込客、採用候補者に関する情報の集約、組織的な廃棄について。(開示請求があった場合は、開示しなくてはならない対象のため)
- 25) 募集代理店における個人情報保護を、どのように行うか。(他保険会社と乗り合っている代理店のようなケースにおいて、個々の保険会社は、どこまで行わなければならないか)
- 26) 法的側面(例えば、適用除外について、裁判でも勝訴するためには、どのような措置、手続を行えばいいか)

これだけのテーマを全体でこなすのは容易ではありません。そこで、似たテーマを集めて12のグループに分けて行うことにしました。

現在、この研究会は、グループごとに自らの意志に基づいて自主的主体的に活動を進めています。

研究の成果物は

- ① 会報の掲載論文として応募する

② 出版物としてまとめる

などがあります。これらはそれぞれのグループで自主的に判断して行っていただきます。

この活動に新たに参加したいという会員の取り扱いですが、既存のテーマに参加する場合は、そのグループの同意が必要です。参加したい方は、参加したいテーマを明らかにして蓮見に連絡してください。新たなテーマを掲げて参加したいという方は申し出ていただければ、研究会メンバーに参加者をこちらで募集します。(蓮見のE-Mailアドレス hasumi-setuo@nifty.com)。

5. 「個人情報保護管理者／監査責任者の実務」セミナー開催

個人情報保護法やプライバシーマーク取得についての有識者や経験者に講演していただいて、こうした勉強を進めようという趣旨のものであります。

これは、(財)日本情報処理開発協会、(社)情報サービス産業協会様も趣旨に賛同いただき、後援をしていただくことが決まりました。開催要領や参加要領は、この会報に掲載されています。多数の参加を期待しています。この種のセミナーについて、支部から要請があれば出張して開催します。

6. 個人情報保護法対応とプライバシーマーク取得対応の本の出版

運営委員会、理事、法人部会のメンバーを中心に「個人情報保護対応とプライバシーマーク取得対応」の本の出版を進めるべく活動に入っています。うまくすれば6月ごろ上梓されます。

7. 今後の活動

上記三つの活動を進めていくことはもちろんのことですが、ほかに次のようなことを考えています。

「個人情報保護監査研究会情報交換用メーリングリストの運営」です。

個人情報保護法ガイドラインは、産業分野別にも業種別にも多数のものが作られています。具体的にどう進めていくかは、業種、業態、規模によって異なるというのが実情です。多くの会員がそれぞれの企業内で孤立することなく、自信を持って対応策を推進できるように、情報交換や経験者からのアドバイスを受けられるようにするためのメーリングリストを運営したいと考えています。その中で資料コーナーやQ&Aコーナーも設けられたらと考えています。

システム監査事例研究会へのお誘い

No679 吉田裕孝

システム監査事例研究会は、協会の研究会活動の一つとして、協会発足とほぼ同時に活動を開始しました。システム監査やセキュリティ監査の理論を監査の実践の場に生かすことがシステム監査事例研究会の使命です。

システム監査の実践を通じて、理論に反映させる帰納的アプローチで、システム監査基準の改訂に対する意見表明やシステム監査実践マニュアルの出版にも参加しております。

システム監査は、いまでこそ、内部監査や外部監査として、大企業、金融機関、公共団体を中心に普及してきておりますが、協会発足時はまだまだごく一部の会社で実施されているに過ぎませんでした。そこで先輩の皆さんが、システム監査の普及、啓発を目的に、システム監査を率先垂範し、「模擬システム監査」を自ら実行されたことが当研究会活動の原点となっております。

システム監査未経験の会員に、実務経験の場を提供するという協会の役割を果たす為、事例研究会は、以下の3項の活動を行っております。

(1) システム監査普及サービスの運営

旧称：模擬システム監査。応募した企業に対して、外部監査の位置付けで、システム監査を実費ベースで実施する。既に20数社の実施実績があります。

(2) システム監査実践・実務セミナーの企画、主催

4回/年、システム監査普及サービス結果を教材として、4日間ないし2日間に凝縮して、システム監査の実際を体験してもらおう。公認システム監査制度の教育制度の一環として実施。既に19回の開催実績があります。

(3) システム監査実践マニュアル(=赤本)の改訂版出版への参加

事例研究会メンバーは、2004年12月現在79名(=メーリングリスト登録者)です。

原則 毎月第一水曜日 18時30分から三井物産(東京都千代田区大手町。地下鉄大手町C-5出口)内会議室で、都合がつく会員の方15名前後が出席し、定例会を開催しております。

月例会の主な活動内容は以下の通りです。

- ・ SAAJ 理事会の話題紹介及び関連討議
- ・ システム監査普及サービス進捗状況報告
- ・ システム監査実務・実践セミナーの運営に関する打ち合わせ
- ・ 公認システム監査人の教育制度に関する打ち合わせ
- ・ その他

月例会は、長くて2時間程度終了し、その後三々五々有志の方が飲み会に行つて、会員相互の懇親を深めております。

事例研究会に参加ご希望の方は、事務局兼メーリングリスト担当の三輪智哉

(E-MAEL:t_miwa@st.rim.or.jp)

までお気軽にご連絡ください。

SAAJでの止まり木の一つとして、ご都合がつく時だけ参加するというだけでもかまいません。会員の皆様のご連絡お待ちしております。

月例研究会のご紹介

No. 841 沼野伸生

月例研究会は、当協会の研究会・分科会活動の一つとして、毎回システム監査に関連するホットなテーマを取り上げ、専門講師を招聘し講演頂くと共に、講演終了後講師と参加者でじっくり質疑応答を行う、内容の濃い研究会として東京で開催されています。

本研究会は、毎年協会の総会が開催される2月、及び新体制作りと準備を行う3、4月、そして夏休みの8月を除き、毎月（年8回）開催され、本年1月には第110回の月例研究会が開催されました。

会員がシステム監査に関連するホットな情報を入手できる本研究会は、公認システム監査人、システム監査人補に義務付けられている継続教育として上限なくその参加実時間が認められ、毎回多くの会員が参加すると共に、会員に誘われ、また当協会のホームページを見て、当協会の会員以外の多くの方々も参加されています。

ここでは、この月例研究会を担当している理事による、一年間の月例研究会開催の舞台裏を簡単にご紹介したいと思います。

1. メンバー紹介

2004年度の月例研究会担当は、鈴木（実）さん、和貝さん、片岡さん、木村さん、指田さん、竹下さん、仲さん、馬場さん、原さん、本田さん、沼野の計11名の理事でした。会計担当は原さんに引き受けて頂いていますが、その他は、後に詳しく説明する、半期に一度開く企画会議で各回毎の担当分担を決め諸準備を進めることにしています。皆仕事を抱え、忙しい合間を縫っての活動となっていますが、必要により相互に補完、協力し合いながら運営しています。

2. 過去の月例研究会テーマ、講師など

過去2年間の月例研究会の開催状況は「表1. 月例研究会開催実績一覧」の通りです。まず、参加者については、最大153名、最小22名、各回の平均参加者数は約85名となっており、毎回多くの方々に参加を頂いています。更に、参加者の内、当協会の会員以外の

方の割合が約16%となっており、協会外からも多くの方々にご参加頂いているようです。また、講師の方は、官公庁・大学から7名（4割強）、民間企業から4名（2割強）、そして当協会関係者から5名（3割強）となっています。講師の選任は、まずテーマがあり、そのテーマに最適な方をお願いすることとしています。官公庁の方をお願いするケースが最近は多くなっているようです。情報社会が進む中、システム監査人も行政の施策に大きく関わりを持ち、システム監査と行政の施策との関係がより強まってきている現われなのかもしれません。

では、このような月例研究会をどのように企画し、準備しているかについてご紹介しましょう。

3. 企画作業

半期に一度（4月と7月頃）、月例研究会担当理事全員で企画会議を行い、向う半期のテーマ、講師候補を決めます。これが月例研究会担当理事の最も苦勞するところであり、月例研究会活動の正に肝と言えます。

テーマ、講師候補選定の基本は、①自分達が聞きたい（だから多分会員も聞きたい筈の）旬なテーマ、そして②普通ではなかなか聞けない講師とし、仕事が終わってから、会費を払ってでも聞きに行こうと思って頂けるような充実したものを強く志向しています。このような研究会は他の団体も定期的に開催していますが、いつもそれに勝るとも劣らないものを心掛けています。

また、この会議では各回の責任理事2名、（講師招聘から当日の司会まで、当該月の月例研究会の開催の全責任を持つ者）と受付担当理事2名（当日の会場設営・受付・参加費徴収、そして講演記録執筆者の選任などに全責任を持つ者）の割当ても行います。

4. 準備作業

さて、次は計画に従って各回の開催準備を進めます。

企画会議はこんなテーマ、講師でできたらいいなど、どちらかというと願望、理想で企画しますから、当月の責任理事になると、まず講師の招聘に苦勞することになります。幸

い、当協会には各分野でご活躍の方々が多く、また橋和副会長や、内閣府のCIO 補佐官も務める本田理事など、中央府省にも顔の広い方々が多いので、その方々のお力を借りることも多くあります。

しかし、時には責任理事の熱意と責任感で、飛び込みでお願いに上がり、引き受けて頂くようなこともあります。例えば、昨年総務省の方に地方自治体における情報セキュリティ監査の実施状況についてお話頂いた時は、これは是非聞きたいテーマだとの思いから、HPにあった総務省から地方自治体に発信した情報セキュリティ監査に関する通知文書の発信欄からご担当の方を確認し、その回の責任理事が、直接総務省のその方をお願いに上がり、お引き受け頂いたこともありました。

余談ですが、このような交渉を進める中で、最近特に実感するのは、当協会の社会的認知が一段と高まってきているということです。情報処理技術者試験の中でも難関の一つと言われるシステム監査技術者試験合格者を中心に、個人会員は1000人規模、また法人会員も30社に及ぶシステム監査人の大組織になったこと、また公認システム監査人制度の運営などで、官・民に当協会が広く認知されてきたことが、講師をお願いする上でも少なからずよい影響を与えていると感じます。

さて、講師が決まると、あとは細かな事務的準備事項をこなしていきます。その内容は、日程調整、会場手配、ホームページやメーリングリストへ掲載する案内文の講師との調整、PC・プロジェクター等当日使用設備やビデオ撮影手配、配付レジュメの講師との調整・準備、参加者名簿の作成、領収書の準備、講演記録執筆者の選任等々、50近くの項目になります。

昨年度には、これらの事項を漏れなくこなすために、「表2.月例研究会準備チェックリスト」を月例研究会担当理事の有志が作り、各回の責任理事はこのチェックリストを潰しながら諸準備を進めることにしました。

5. 参加できない方のために

このような準備を経て、月例研究会は東京で開催されます。受益者負担の考えから、参加者から参加費（会員：2千円、非会員：3

千円）を頂いていますが、参加しようと思っても出来ない地方支部の会員や、仕事等によりやむなく当日参加できない人も多くいらっしゃいます。現在、その方々のためには、講師に了解を得た上で撮影した講演ビデオと当日配付資料の全国各支部への配付（支部での勉強会などの際に使用）、更に協会会報及びホームページへの講演骨子の掲載などを行っています。

6. 最後に

このようにして開催されている月例研究会ですが、他の研究会同様、担当理事は本業の傍らでこれを進めていることから、やや自転車操業的な準備、運営になっているところもあり、課題も抱えています。

例えば、この研究会の最大のポイントである各回のテーマ、講師選定は、現在月例研究会担当理事の謂わば独断で行っています。出来れば会員の皆様の意見、希望を聞く機会も持ちたいところですが、現状はアンケート等をして、なかなかその集計、分析まで体力が回りません。今後徐々に会員の方々のご意見を聞く機会を持ちたいと思っていますが、それまでの間は、引き続き会員の皆様に興味を持って参加頂ける研究会にしていくために、皆様からご意見、感想、アドバイス等は、協会事務局（月例研究会宛）に頂ければありがたいと思っています。

最後に、これからも引き続き月例研究会への多くの会員の皆様のご参加を、担当理事一同心からお待ちしています。

表1. 月例研究会開催実績一覧

2003年 月例研究会開催実績

回目	開催月日/場所	テーマ/講師	参加人数	内、非会員
94	1月21日(火) 労働スクエア東京 601号	「最新のe-マーケットプレイスによる国際調達戦略～Global Next Xchange における事例～」 講師 グローバルネットエクステンジ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 飯塚博文氏	22	3
95	3月18日(火) 労働スクエア東京 601号	「情報セキュリティ監査基準とシステム監査」 講師 監査法人トーマツ エンタープライズリスクサービス部 代表社員 和貝 亨介 氏	109	22
96	5月27日(火) 労働スクエア東京 601号	「商品トレーサビリティの向上に関する取り組み状況」 講師 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 課長補佐 村上 敬亮 氏	61	4
97	7月14日(月) 労働スクエア東京 601号	「個人情報の保護に関する法律について」 講師 筑波大学 図書館情報学系 助教授 新保 史生 氏	76	8
98	8月26日(火) 労働スクエア東京 601号	「金融機関におけるシステム統合の課題」 講師 日本銀行 検査局 システムリスク分析グループ 調査役 大石 正人 氏	59	6
99	9月30日(火) 中央大学駿河台記念館 520号	「システムリスク検査—金融機関等における多様化する情報システムリスクへの 対応について—」 講師 金融庁 検査局 総務課 特別検査官 市川 雅也 氏	153	53
100	10月27日(月) 労働スクエア東京 601号	「情報化投資の有効性評価」 講師 (有) ビジネス情報コンサルティング 代表取締役 小野 修一 氏	91	10
101	12月3日(水) 中央大学駿河台記念館 520号	「情報セキュリティ総合戦略」 講師 経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 課長補佐 山崎琢矢 氏	119	24

2004年 月例研究会開催実績

回目	開催月日/場所	テーマ/講師	参加人数	内、非会員
102	1月15日(木) 中央大学駿河台記念館 520号	「担保ジャパンにおける情報セキュリティ監査の取組み」 講師 (株)担保ジャパン 事務・IT 企画部リスク管理グループリーダー 飯田 憲 氏	65	12
103	5月27日(木) 機械振興会館 B3F第1研修室	「JIPDECリスクマネジメントシステム(JRMS)の狙いと適用」 講師 東京海上リスクコンサルティング株式会社 リスクコンサルティング室席 主研究員 指田 朝久 氏	76	5
104	6月22日(火) 中央大学駿河台記念館 285号	「統計学でリスクをマネージする」 講師 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会 会長 宮川 公男 氏	97	15
105	7月27日(火) 中央大学駿河台記念館 280号	「改訂されたシステム監査基準・管理基準の解説」 講師 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会 理事 本田 実 氏	103	16
106	9月6日(月) 中央大学駿河台記念館 520号	「ERP導入のプロジェクトマネジメントとリスクマネジメント」 講師 (株)マネジメント&ERPインテグレーション 代表取締役 渡辺 和宜 氏	78	7
107	10月29日(金) 中央大学駿河台記念館 520号	「個人情報の保護に関する法律と経済産業分野を対象とするガイドラインの概要」 講師 経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 係長 大崎友和 氏	100	14
108	11月24日(水) 中央大学駿河台記念館 520号	「e文書法案の現況と文書の電子保存について ～法制度の背景と構成を中心に」 講師 有限会社エヌ・アソシエイツ 代表取締役 田中 規之 氏	68	3
109	12月21日(火) 中央大学駿河台記念館 520号	「地方公共団体における情報セキュリティ監査について」 講師 総務省 自治行政局地域情報政策室 係長 高島 史郎 氏	85	17

表2. 月例研究会 準備チェックシート

SAAJ月例研究会担当

開催年月	平成	年	月	責任理事	受付理事
------	----	---	---	------	------

< 責任理事 事前準備編 >

No.	項目	担当	完了予定日	完了月日	留意事項	備考
1	講師決定				2～3ヶ月前をメド	
2	開催日時決定				2～3ヶ月前をメド	
3	会場決定				2～3ヶ月前をメド プロジェクトは持込の申出	
4	テーマ決定				2～3ヶ月前をメド	
5	HP/ML 研究会案内文決定				講師と調整。100～200字程度	
6	HP/ML 研究会案内文登載依頼				依頼は、主査経由。遅くも申込メ切り日の三週間前まで。(できれば1ヶ月前)	
7	HP/ML 研究会案内文登載確認					
8	講師へのビデオ撮りの了解確認				地方支部に資料とともに送付、支部主催の勉強会用	
9	講師への謝礼金確認				5万円(講演等を職業としている方)、他3万円	
10	講師の使用PC確認				講師持込以外は、誰かのものを持ち込む必要あり	
11	講師の終了後の懇親会参加確認					
12	当日ビデオ撮影担当者決定				原則、木村理事の依頼	
13	使用プロジェクトの手配				持ち込む場合、主査に依頼(会場側を使用時不要)	
14	当日配付資料の原稿メ切り依頼					
15	当日配付資料の原稿の受け取り					
16	当日配付資料の印刷手配				鈴木(実)副会長に送付(研究会当日の5営業日前)	
17	司会者決定				担当理事にて決定	
18	受付アルバイトの要否決定				主査が手配。	
19	参加者予定リスト入手				事務局から送付される(主査経由)	
20	懇親会会場の予約手配				責任理事が手配。(主査も協力) 研究会開催会場の近隣での会場	

<責任理事 当日/事後処理編>

No.	項目	担当	完了予定月日	完了月日	留意事項	備考
1	会場確認		当日			
2	使用備品確認		当日			
3	会場の準備		当日		マイク、パソコン、プロジェクター、指し棒、講師用水等の準備	
4	配付資料の到着確認		当日			
5	講師応接		当日		必要により関係理事に同席依頼	
6	ビデオ機器・撮影者の到着確認		当日			
7	作業担当理事への作業費支払い	会計	当日		会計(又はその代替者)が担当。作業担当理事一覧の準備	
8	アルバイト代金支払い	会計	未定		会計(又はその代替者)が担当。アルバイト代領収証の準備	
9	研究会の司会		当日			
10	会場後片付け		当日		当日担当理事及び当日出席の月例研究会担当理事等	
11	講師との懇親会		未定			
12	懇親会の会計処理		未定		講師は招待、他は自己負担。 講師分の領収書を会計担当へ引継ぎ。	
13	講師謝礼の振込み手配		未定		振込口座・振込金額・振込先住所の会計担当への連絡	

<受付理事 担当編>

No.	項目	担当	完了予定月日	完了月日	留意事項	備考
1	受付表の準備		前日まで		事務局からの参加予定者一覧入手(主査経由)	
2	領収証の準備		前日まで		会計担当(又はその代替者)持参であれば、問題なし	
3	会報原稿執筆者の想定		前日まで		参加予定表等による	
4	受付場所の設定		当日			
5	受付備品の準備		当日		配付資料、領収証	
6	受付作業		当日			
7	会報原稿執筆者への依頼		当日		選定、依頼は受付担当の責任で。	
8	受付作業のバ		当日			
9	参加人数確定		当日		会員・理事・非会員別(ワークシートあり;原理事)	
10	月例会収入確定		当日		会員・理事・非会員別(ワークシートあり;原理事)	
11	集金額		当日		13の資料とともに会計担当(又は代替者)へ。	
12	受付場所の開放		当日			
13	参加者名簿の更新		後日		会計担当理事及び事務局へ送付	
14	月例会担当への会計報告		当日		入金、出金、参加者明細の記録を会計担当に送付	

第108回月例研究会報告

日時：平成16年11月24日（水）

場所：中央大学駿河台記念館520会議室

演題：「e文書法案の現況と文書の電子保存について」～法制度の背景と構成を中心に～

講師：有限会社エヌ・アソシエイツ

代表取締役 田中 規之氏

No. 808 若原 達朗

1. はじめに

今回の月例研究会のテーマは、今年1月の新聞報道以来、注目を集めてきた「e文書法」についてです。従来は紙での保存が義務付けられていた帳票類について、電子的な保存が認められることで、IT業界にとって新たなビジネスチャンスにつながるのではないかと期待されており、地方在住の私も興味を持って参加しました。

つい先日、法律として成立したばかりで修正が間に合わず、テーマ名もまだ「e文書法案」となったままの非常にホットな内容をご講演いただきました。

2. 講演要旨

(1) 法制化の経緯

e文書法定制に向けた流れは、規制緩和の一環として始まった。当初は納税者の負荷軽減を主目的として税務関連帳簿の電子的な保管に向けた取組みがなされ、すでに98年に「電子帳簿保存法」として制定、施行されている。

さらにその後、「e-Japan 戦略」にも取り込まれ、「e-Japan 戦略Ⅱ」、「e-Japan 戦略Ⅱ～e文書イニシアティブ」へと受け継がれ、今回法制化が実現した。

(2) 企業取引における対象文書

法人税法では、証憑（紙）による従来型の企業間取引については、記録の保存が義務付けられていたが、近年増加してきた電子商取引は想定外であった。その後制定された電子帳簿保存法は自社作成文書の他、電子商取引についても対象範囲としており、ここで電子商取引にも網がくばせられた。しかし他社作成の文書（証憑）については相変わらず電子的な保存が認められていないままとなっていた。

(3) e文書法案の動向

電子帳簿保存法では、電子的な保存のために申請が必要であるが、その申請件数は年々増加している。その対象は国税関係帳簿書類であるが、あくまで「代用」であ

り、原本はもとの証憑であることに注意が必要である。また、その適用には「検索機能の確保」や「開発関係書類の備付け」、「見読可能装置の備付け」が要件となっており、「真实性」や「可視性」の保証がポイントとなっている。

e文書法においても同様であり、「真实性」や「可視性」がポイントである。また「原本性」について、紙の証憑の代替手段であるという位置付けも電子帳簿保存法と同じである。電子帳簿保存法と異なるのはその対象範囲であり、これまで電子的な保存が認められていなかった他社作成の文書についても保存が認められるようになった他、国税だけでなく地方自治体に対しても努力義務が明記された。

なお、e文書法は「通則法」により個別の法律を改正しなくても全体的に「電子保存を容認する」こととし、その網からもれるものについて「整備法」で対応する、という構成になっている。

(4) 文書の電子保存における考慮事項

文書の電子保存が認められることにより、業務プロセスが質的、量的に変化することが予想される。

3. 質疑応答

講演後に行われた質疑応答の一部を紹介します。

Q1. 電子的に保存されたデータについて、裁判時の証拠能力はどう考えるべきか。

A1. あくまで代用としての位置付けであり、原本性という観点から、現時点ではグレーと言わざるを得ない。今後、実際の裁判の中で裁判所の判断が示され、明らかになると思われる。

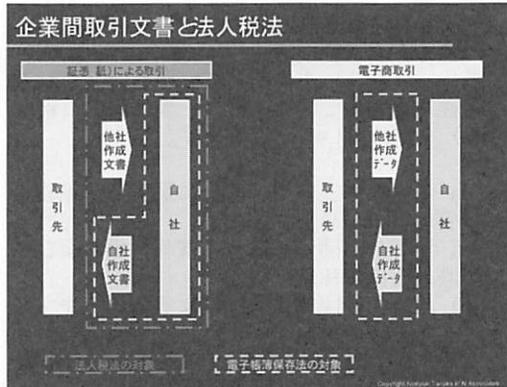
Q2. 電子的に保存されていれば、原本である紙の証憑類は捨ててしまってもよいか。

A2. A1と同様に原本性という観点から、まだ確信を持って捨ててよい、とは言いきれないと考えている。

4. 感想

「e文書法」というキーワードは以前からよく耳にしており、新しいビジネスチャンスになるのではないか、という話は聞いていたものの、これまで詳しい話を聞く機会がなく、今回は非常に勉強になりました。「代用」としての位置付けや対象範囲にまだまだ課題が多いと感じたものの、電子的な保存に向けた流れの中で、今回の法制化はやはり大きな出来事であるという印象を受けました。

かなり豊富な内容をわかりやすく解説いただき、有難うございました。



第109回月例研究会報告

日時：平成16年12月21日（火）
 場所：中央大学駿河台記念館520会議室
 演題：「地方公共団体における情報セキュリティ対策」
 講師：総務省 自治行政局地域情報制作室
 係長 高島 史郎 氏

No. 898 竹下和孝

はじめに

総務省の情報政策推進を担当される方に、直接話を伺う機会をいただきました。年末の多忙な時期に加え、来年度予算案の調整の重要な時期と重なってしまいましたが、総務省高島様には時間調整だけでなく多大なご協力を頂いて、活発な質疑をおこないました。参加者は85名でした。

講演概要

1. 地方公共団体における情報セキュリティ対策

小学生中学生の頃からネットに親しんだ者が、自治体のサービスの利用者としてだけでなく職員としても自治体活動にもかかわってくる時代になってきたという背景から、より安心安全なサービスを提供するためにも電子自治体への取り組みを急いでいます。

電子自治体を実現するためには、その全国的な共通基盤として、ネットワークと認証基盤を整備する必要があります。具体的には、LGWANという総合行政ネットワークと住民基本台帳ネットワークシステム、認証基盤としてLGPKIという組織認証基盤、公的認証サービスが挙げられます。地方公共団体でも、これらの全国の共通基盤整備が進み、情報セキュリティ対策への取り組みが進んでいます。

平成15年度に情報セキュリティポリシーを策定し、一部の自治体ではありますが平成16年度には情報セキュリティ監査も開始されています。

平成15年末にまとめた「地方公共団体における情報セキュリティ監査の在り方に関する調査研究報告書」の中の「地方公共団体情報セキュリティ管理基準」、「地方公共団体情報セキュリティ監査実施手順」及び「セルフチェックリスト」は、「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」として全国の自治体に通知しています。

このように都道府県、及び市区町村では情報セキュリティ監査が開始されています。このため、総務省では、セルフチェック（自己点検）及び情報セキュリティ監査の実施について積極的に指導するなど、地方公共団体における情報セキュリティ監査を促進しています。

2. 各団体におけるアプリケーション整備

地方自治体が電子自治体推進を進めるのは、少子高齢化、循環型社会構築、地域経済活性化などへの対応の必要性に迫られてのことです。しかしながら、施策はリソースを選別し選択と集中により対応していかなるを得ないのは、企業だけではありません。従って、地方行政にICTを積極的に活用して業務改革を進める必然性があるわけです。

自治体は予算を持っていないという話を聞きますが、必要な場所にはちゃんと鍵をかけているわけで、情報セキュリティの予算確保も同じだと考えます。情報セキュリティ監査の実施状況に関しては、「ガイドライン」公表の時点が既に地方公共団体にとって平成16年度予算案をセットした後だったこともあり、本格的な実施は平成17年度からです。したがって、H15.12の指示時点では、県や政令指定都市のように補正予算で実施できる自治体を除くと、H16年度の予算策定に間に合わなかったところが多いので、H17年度での実施に期待しているところです。

3. 情報セキュリティ・個人情報保護対策

H15年に内閣府が実施した個人情報保護に関する世論調査では、個人情報の利用に関したプライバシー侵害が増えたという意見が62%あり、今後もコンピュータを利用したプライバシー侵害が多くなるだろうという心配が82%にも達している。行政機関や民間事業者による個人情報の間違った処理を心配する者が58%、地方公共団体が扱う個人情報を保護するための条例制定を望む者が52%もあります。

これらは、個人情報保護と情報セキュリティ対策の重要性を裏付けるもので、地方自治体は更に十分な保護対策を講じることが求められている、と理解しています。

情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護の確保は、電子自治体構築の基盤となるものであり、住民の安心感・信頼性を確保するための前提となるものです。

4. 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に対する体制整備として、次の2点に注力してきました。

① CIOの任命(管理体制の整備)

② 情報セキュリティポリシーの策定

これらの成果として、庁内はもとより、都道府県や市町村でもCIOが任命され、それぞれのセキュリティポリシーが制定されました。

都道府県では、主として副知事がCIOを勤め、また市町村では助役が任命されています。これらは、自治体の行政全般を熟知して、全体的にらみを利かせながら推進していくために、適切な人選だと判断しています。しかし、H16.4時点の調査では、まだ半数の自治体では、CIOが任命されていません。情報セキュリティポリシーの策定状況は、H16.10時点で、都道府県は100%達成、市町村も80%に到達しておりますが、H17.4以降には、実施できていない市町村は公表するなどして整備を加速化させたいと考えています。情報セキュリティは、市町村の合併とは別の課題ですので、合併が完了するまで待つという訳にはいかないと考えます。また市区町村によって地域間のバラツキがあることも指摘されています。

5. 地方公共団体の情報セキュリティ監査

H16.4時点での調査では、情報セキュリティ監査を実施している都道府県は17団体で36%、28団体が検討中との結果である。市町村では、370団体が実施済み(11%)、昨年度よりはアップしているが、まだ低調で検討中が1503団体(48%)、未実施が1250団体(40%)である。個人情報保護といっても民間企業とは内容が異なり、法令に基づき保有しているもので、それが各種証明の基礎データになることから、情報資産の種類や機密の内容も違う。情報セキュリティ対策としての情報セキュリティ監査は、法律で義務付けられたものではないので、強制するわけには行かず、自治体の判断と財政を考慮した政策の優先度に委ねられます。

公共団体が所有する資産に対する情報セキュリティ監査は、行財政監査とは別であり、地方自治法に基づく監査制度とは現時点では分けて考えています。

次に、LGWAN(総合行政ネットワーク)、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス制度など、公共団体とは別の管理者による個別システムの監査が行なわれている。

さらに経済産業省の情報セキュリティ監査制度は、これらとも異なる制度です。

6. 地方公共団体の情報セキュリティ管理基準

地方公共団体の情報セキュリティ管理基準の考え方(別紙1)、同管理基準の概要(別紙2、別紙3)を参照してください。これらを普及促進していくために、次の施策(別紙4)を進めているところです。

- 1) 情報セキュリティ監査に関する基準類の管理当のための体制整備
- 2) 地方公共団体に対する情報提供および相談のための体制の整備
- 3) 地方公共団体の共同による情報セキュリティ監査の実施
(地方には、専門経験と知識を持った監査人がいないことへの対応)
- 4) 情報セキュリティ監査に対する財政支援
(情報セキュリティ支援フォーラムへの参加促進)
- 5) 地方公共団体における教育研修

別紙1 地方公共団体情報セキュリティ管理基準の概要1 (P18)

別紙2 地方公共団体情報セキュリティ管理基準の概要2 (P19)

別紙3 地方公共団体情報セキュリティ管理基準の概要3 (P20)

別紙4 地方公共団体における情報セキュリティ監査の普及促進策 (P21)

情報セキュリティについては、このように安全確保の必然性から具体的な施策へと結びついてきましたが、システム監査については、まだまだこれからです。システム監査人の皆さんのご理解と、今後のご協力をお願いします。

7. セキュリティ監査とシステム監査への考え方(Q&A)

(いつもより多めに時間を頂いて、自由討議を行ないました。)

以下に抜粋、要約して討議の内容を報告します)

Q1) 予算はどの程度確保できるのか

A: 電子自治体や情報化に関する財政的支援は地方交付税による。

Q2) システム化や監査のアウトソースの状況は

A: 自治体の場合には、情報化・行政改革といっても、できるだけ地元企業を活用して地域振興を図る目的もある。また監査団体には、専門能力などの資格要件があるが緩やかな条件にせざる得ない地域もある。現時点では、監査できないよりも実施したほうがいい。

「公認システム監査人コーナー」

- 2005年(平成17)度春期の募集要項は、すでに発表されているが、次の2点が今までと変わっている。
1. 特別認定資格の日条項「システム監査の実務経験と同等以上であると協会が認める学識・経験」の例示に「中央省庁または中央省庁から委託された機関での公的基準等の審議、策定・・・1件で1年とみなす」を付加した。制度創設時には想定されなかったが、その後出てきた条件を入れたものである。
 2. 公認システム監査人の認定手数料を1万円値上げし、税込み2万1千円とした。これに伴い、今まで、システム監査人補の方が公認システム監査人に申請する場合は無料としてきたが、これも税込み1万5百円となる。公認システム監査人審査の面接費用などを考えれば1万円では赤字幅が大きいこと、およびシステム監査人補の一部に、本人の経歴に前回申請時と変化がないのに再申請するなど無料であることの弊害がみられるためである。消費税については、今まで内税としてきたが、今年度から外税とすることにした(認定事業は、非収益事業であっても消費税納付対象)。

他に、募集の時期については、ことしも年2回とし、春期の申請募集は2～3月、同審査、面接、認定は4～6月、秋期の申請募集は8～9月、同審査、面接、認定は10～12月の予定である。

また、すでに周知済みであるが、公認システム監査人、システム監査人補とも、認定結果を公開する方については、「得意分野」を記していただくことになっている。システム監査の需要が増えるに伴い、求人要件にもなるため、必ず記入いただくよう、お願いする。「得意分野」の内容は、ご本人の任意であり、制限は3項目以内、全角15文字以内という物理的条件だけである。

認定委員会副委員長 鈴木 信夫

会 員 各 位

平成 17 年 1 月 20 日
NPO 法人日本システム監査人協会
会長 宮川 公男

第 4 回通常総会のご案内

日本システム監査人協会の表記通常総会を、下記の通り開催致します。
万障お繰り合わせのうえ是非ご出席下さい。総会終了後に例年どおり懇親会を予定しております。ご出欠の連絡を2月14日(月)(当日消印有効)までにご返送下さい。
ご欠席の際は返信用はがきの委任状の欄に自筆にて記入をお願い致します。規約により総会成立には出席権保有会員の過半数の出席または委任状が必要です。委任状の提出にご協力をお願い致します。(総会2日前までにご返事のない場合、議長一任と見なします。)
会員名簿の更新を予定しております。お手数ですが、連絡先、勤務先の最新情報をご記入下さい。また、協会では研究会開催のお知らせ等、会員の方々へのご連絡の電子メール化を進めております。連絡先のメールアドレスの取得又は変更は必ずご記入下さい。

記

1. 日 時 平成 17 年 2 月 25 日 (金) 13 時 30 分 ～ 17 時 30 分
2. 場 所 東京都江東区豊洲 1-1-1 日本ユニシス (株) 29 階大会議室
(地下鉄有楽町線豊洲駅徒歩 10 分)
3. 議事日程 13:30 開 会 会長挨拶
13:45 記念講演 「エンタープライズ・アーキテクチャの概要と実践方法」
日本 IBM (株) 金融事業 金融クライアント IT 推進
エグゼクティブ I/T アーキテクト 山下 眞澄 氏
15:30 通常総会 1. 定款一部変更の件
2. 平成 16 年度 事業報告の件
3. 平成 17 年度 事業計画の件
4. 平成 17 年度 予算の件
審議事項の概要は、別途会員メールで送信します。
17:30 閉 会
4. 懇親会 18:00 より同フロアにて開催。(会費 3,000 円)

※ 当日、受付にて年会費の入金を受け付けます。ご利用下さい。
(注) 今回は任期中につき役員の変更はありません。

以 上

平成 17 年 1 月 21 日

会 員 各 位

NPO 法人日本システム監査人協会
会長 宮川 公男**第 4 回通常総会の審議事項の内容について**

先般 1 月 20 日付けをもって第 4 期通常総会のご案内を差し上げましたが、審議事項について注記のとおり、以下にその概要の補足をさせていただきます。総会に先立ってその内容をご検討下さるようお願い申し上げます。

総会にご欠席の場合には返信用はがきの委任状に自署されご投函下さいますようお願い申し上げます。定款の規約により総会は正会員の過半数の出席または委任状により成立となりますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 定款一部変更の件

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 事務所の移転 | 第 2 条の新宿区を中央区に変更する |
| (2) 文字の修正 | 第 5 条 (1) の啓蒙を啓発に変更する |
| (3) 賛助会員個人の廃止 | 第 6 条の賛助会員の個人を削除する (昨年度より募集停止) |
| (4) 第 52 条の削除 | 第 51 条と重複するので削除し欠番とする |

2. 平成 16 年度 事業報告**(1) 事業概要**

会員は昨年末の状況で正会員個人 972 名、正会員法人 30 社となり 1000 名の水準に近づく状況である。理事会、会報・広報・事務局活動も活発であり、月例研究会、情報セキュリティ監査研究会、システム監査基準研究会、個人情報保護監査研究会、システム監査事例研究会、法人部会などの個別研究活動やセミナー・講演会も成果をあげている。

公認システム監査人は累計で 357 名、システム監査人補も累計で 285 名、あわせて 682 名の資質の継続・維持・向上が担保された新システム監査人が誕生している。

支部は、北海道、東北、中部、北信越、近畿、中四国、九州の七つがあり、それぞれ積極的に活動を展開している。

(2) 会計報告・会計監査報告

決算については監事による期末監査を受けた後、2 月の理事会の議決を経て総会提案事項として纏まる予定。

3. 平成 17 年度 事業計画**全般概要**

平成 17 年度は、任意団体創立からみると、第 18 期となる。今年度も引き続き日常活動やシステム監査人認定制度を充実・発展させていくが、特に重点を置くのは各種研究会における新基準の活用実践である。また学際的な研究活動の強化もはかり、当協会の目的の達成に努力する。具体的には、以下のとおりである。

(1) 公認システム監査人の認定制度の充実

認定制度については、平成 14 年に創設して以来三年目に入り、初年度に認定された公認システム監査人、システム監査人補の認定更新が年末に到来する重要なときであり、制度の一層の充実を図る。

① 年 2 回春秋の公認申請の募集

春期 2, 3 月募集、4, 5, 6 月認定

秋期 8, 9 月募集、10, 11, 12 月認定

② 協会 HP 公表内容に「得意分野」表示 (ユーザへの情報提供)

まだ氏名等の公表もされていない方も多く、外部から認定されたシステム監査人が否かの照会もあるのが実情で、できれば公表をお勧めしたい。

- ③ 継続教育事業
- (イ) 継続教育の運営
 年度早々昨年度の実績申告の審査を行い、年度末には今年度の累計実績申告の審査・認定更新の審査を行う。また昨年同様期中には適宜サンプリング調査も実施する。
- (ロ) 協会の事業としての継続教育
 今期の公認システム監査人等継続教育セミナーは、新しいシステム監査基準・管理基準の解説をテーマに実施していく方針である。
- (2) システム監査人推薦制度の運営
 台帳登録の促進を図りたい。
- (3) システム監査に関する新鮮な情報の提供、研究・研修活動の推進
 会報編集委員会で募集(会報 No.74, p.27)を開始した会報掲載論文の応募に期待したい。
 なお、各種研究会、分科会の活動計画は省略。
- (4) システム監査の普及・啓発活動、広報活動の充実
 また会報、会員用メーリングリストや同報通信、インターネット・ホームページ等による内外広報の充実も図っていく。
- (5) 会員の拡大・NPO 法人の体制強化
 以上の協会活動の充実を進めるために会員の拡大に会員各位のご協力をお願いしたい。
4. 平成 17 年度 予算
 前記決算の終了を前提に 2 月理事会の議決を経て総会提案事項として纏まる予定。

以上

平成16年度第10回理事会議事録

日本システム監査人協会
 平成 16 年 11 月 10 日 (水) 18:30 ~ 21:00
 於：三井物産(株)会議室

出席者 橘和、鈴木(信)、小野、蓮見、馬場、指田、竹下、力、大石、佐藤、吉田、富山、片岡、金子、沼野、岩崎、和貝

1. 審議事項

- (1) 情報セキュリティポリシー制定の件
 ・セキュリティプロジェクト案が提示され理事会としての審議が行われた。
 本日欠席の本部理事・各支部長に転送禁止の注を入れて原案送付し、11/26 までに意見をもらいセキュリティプロジェクトで再検討して再提案することとなった。このため、該当者に原案送付することについて承認された。
- (2) 公認システム監査人認定制度細目改訂の件
 ・公認システム監査人認定制度細目について、下記の点を改訂したい旨鈴木副委員長より説明があり、承認された。
- ① 提案理由：制度発足時に想定していなかった状況への対応として。
 制度細目のうち、
 1. システム監査実務経験 (1) 認定の条件 H 学識経験の例示に次を追加する。
 ・中央省庁または中央省庁から委託された機関でのシステム監査関連公的基準等の審議、策定・・・1 件で 1 年とみなす。
- ② 提案理由：システム監査人補の中に、例えば春に判定され、申請者の状況に何らの変化もないうまま秋に申請するなど、安易な申請があり、これらを抑制するため。また消費税については、当協会も納付者となるため。

制度細目のうち、

4. 手数料

本認定制度に関する手数料は、次の通りとする（以下、消費税込み）。これにより、以下の金額をすべて消費税込みの表示とする。また、一部の金額を以下のように改定する。

- (1) 申請手数料 ② 公認システム監査人認定申請手数料 「21,000 円（←1万円）」
 同じく、1 行目の（注）同時申請時は ① と ② を合わせ 「21,000 円（←1万円）」
 同じく、2 行目の（注）を以下のように書き換える。

「ただし、システム監査人補が申請する場合は 10,500 円とする。」

(3) 定款変更の予備審議の件

・総会議案となる下記定款変更案について次回理事会以降の承認を目途に予備審議を行った。

- ① 事務所住所の変更
 ② 個人賛助会員の正会員化
 ③ 一部の字句訂正

2. 報告事項

(1) 法人部会

- ・自治体向けのセキュリティセミナーを 11 月 24 日、25 日に豊島区職員向けに開催する。講師は梅津尚夫氏である。
 ・監査企業台帳の企業に対し SAAJ への入会案内を発送した。

(2) 会報

- ・会報への広告料については 1 件ページ当たり 8 万円という従来の決まりを踏襲する。
 ・広告依頼者についての審査については、会報担当にて行う。
 ・システム監査基準 / 管理基準の別刷版 (17 ページ・両面印刷・中綴じ) を発行する。

(3) 月例研究会

- ・10 月 29 日（金）第 107 回月例研究会が無事終了した。
 ・次回は、11 月 24 日（水）に「e 文書法」をテーマに開催する予定である。

(4) 広報

- ・「システム監査・情報セキュリティ監査ハンドブック」が発刊された。

(5) 公認システム監査人制度

- ・今年度秋期予定数は、申請数 32 名のうち、公認システム監査人 16 名、システム監査人補 16 名である。他に、当初からのシステム監査人補の申請数は 22 名である。

(6) 事例研究会

- ・10 月 23 - 24 日、広島市中で中四国支部と共同開催した「システム監査実践セミナー 2 日間コース」は、8 名の受講者で予定通り終了した。
 ・d 社（総合建設業）向けシステム監査普及サービスは、9 月 29 日の監査報告会を持って完了した。
 ・新たなシステム監査普及サービスの申し込みが、総合商社の関係会社からあった。現在 e 社としてシステム監査普及サービスを実施する方向で、監査チームの組成を行っている。監査チームリーダーは、打矢氏に引き受けて頂くこと了解をえている。

(7) その他

- ・指田理事が「リスクマネジメントがよ〜くわかる本」を執筆した。小野理事が次号の会報に紹介記事を書く。

以上

議長 橋和尚道
 議事録署名人 和貝享介、鈴木信夫

平成 16 年度第 11 回理事会議事録

日本システム監査人協会
平成 16 年 12 月 8 日 (水) 18:30 ~ 21:00
於：三井物産 (株) 会議室

出席者 橋和、鈴木 (信)、鈴木 (実)、富山、岩崎、大石、木村、力、原、本田、馬場、沼野、和貝

1. 審議事項

(1) 第 4 回通常総会開催準備の件

下記の通り、承認された。

- ① 総会期日・会場の候補決定、同日までの今後の日程の検討
 - ・ 総会予定日は、平成 17 年 2 月 25 日 (金) とし、会場は、日本ユニシス株式会社ビルの大会議室を予定する。
 - 今後の理事会は、1 月 12 日および 2 月 2 日とする。また総会召集通知発送日は、1 月 20 日、締切日は 2 月 10 日とする。
 - ② 総会記念講演・講師の検討
 - ・ 候補選定等について、月例研担当理事に検討をお願いする。
 - ③ 総会召集通知状の形式等の検討
 - ・ 従来どおり「事業報告承認の件」、「事業計画承認の件」等の形式は同じにする。ただし、往復はがきの発送後できるだけ早く議案の概要を会員同報メールで通知する。
 - ④ 来賓招待先・同招待状の検討
 - ・ 従来どおり招待先案を橋和副会長が作成し、総務担当理事が原稿準備する。
 - ⑤ 定款変更の件
 - ・ 事務所所在地変更
 - ・ 個人賛助会員の廃止
 - ・ 文言訂正等
 - ⑥ 役員関連事項ほかの検討
 - ・ 現在任期中退任希望者は辞任届を提出すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの件
- ・ 前回理事会およびメールにて理事各位の意見聴取を受けて、SAAJ セキュリティポリシーが再提示され、承認された。
- (3) 本部理事役割分担一部追加の件
- ・ 下記のとおり、承認された。
- ① 事務局担当として、馬場理事の追加
 - ② JASA 担当を新設し、担当は、鈴木副会長、沼野理事
- (4) JIPDCE が募集する業務依頼について公認システム監査人へメール連絡する件
- ・ JIPDCEC の「プライバシーマーク申請書類の審査業務」協力者の募集について、公認システム監査人へメール連絡する審議依頼について木村理事から動議があり、可決された。
 - ・ 直ちに理事会審議を行い、公認システム監査人登録者について協会から上記募集の連絡をすることが、承認された。

2. 報告事項

- (1) ホームページ
 - ・ 内容に古いものが散見されたので、協会ホームページを更新中である。
- (2) システム監査基準研究会
 - ・ 「システム監査実践マニュアル」の改訂を予定したい。企画書を策定し第 1 回検討を 12 月中に実施する。
- (3) 資格認定委員会
 - ・ 継続教育について、ISACA より、受講者に参加証明の発行願いが来ている。対応を検討する。
- (4) 月例研究会
 - ・ 12 月 21 日は、総務省「情報セキュリティ監査」担当の実情について、1 月 25 日は、警察庁のサイバーテロへの取り組みについて。

以上

議長 橋和尚道
議事録署名人 和貝享介、鈴木信夫

平成17年度第1回理事会議事録

日本システム監査人協会

平成17年1月12日(水) 18:30～21:00 於:三井物産(株)会議室

出席者: 橘和、小野、鈴木(信)、鈴木(実)、蓮見、富山、一村、岩崎、大石、片岡、金子、木村、竹下、力、仲、沼野、本田、吉田、芳仲

1. 審議事項

- (1) 第4期通常総会実施要領につき、以下の内容で承認された。
 - ・ 総会期日:17年2月25日(金)、13:30～17:30 会場:日本ユニシス(株)大会議室、その後懇親会
 - ・ 総会招集通知発送1月20日、別途会員メールで決議事項案の概要を会員に通知
 - ・ 返信締め切り2月14日
 - ・ 総会記念講演・講師
「エンタープライズアーキテクチャの概要と実践方法」
日本アイ・ビー・エム(株) エグゼクティブITアーキテクト山下眞澄氏
 - ・ なお今期、役員の変更はない(退任予定者は退任届けの提出が必要)
- (2) 16年度事業報告、17年度事業計画
 - ・ 総会での報告案、事業計画案が提案され、関連質疑を踏まえて、承認された。
 - ・ 定款の一部変更の件については、前回理事会で審議の上承認済み。
 - ・ なお、決算、予算案は会計監査を踏まえて1月末に策定するため、次回理事会で審議する。
- (3) 情報セキュリティポリシーについて、前回理事会で承認された内容を確認した。本内容を理事に配布するとともに各支部長宛に郵送する。
- (4) ポリシーの上位規定になる「情報セキュリティ基本方針」が提案され、審議を行い、細部にわたる文言の修正はポリシーPTにまかされた。次回理事会で確認・承認する予定。併せて、同方針を当協会ホームページに掲載することが提案され、了承された。
なお、基本方針の制定に伴い、セキュリティポリシーの中に、宣言文の形で取り込む、ないしは規定体系を記述してはどうか、との意見が出されたため、次回改定時に織り込むことで了承が得られた。本件もポリシーPTに引き継ぐ。

2. 報告事項

- (1) 決算、予算案
 - ・ 支部等からの提出は1月20日事務局必着となっているので、期限を厳守されたい。
 - ・ 1月30日に会計監査を受ける。このなかで中間監査での指摘への対処についても報告予定。
- (2) 個人情報保護監査研究会
 - ・ 3月5、6日にセミナーを開催する。近日中にホームページ、会員向けメールで案内する。
 - ・ JIPDEC、JISA(情報サービス産業協会)の後援も受ける。
 - ・ このほか、個人情報保護にかかる出版の企画も推進中。
- (3) 法人部会
 - ・ 自治体向けのセキュリティセミナーを昨年11月に豊島区職員向けに開催したが、依頼主の了解が得られたため、その概要を協会の会報、ホームページに掲載する。
 - ・ 2月15日に鹿児島頭脳センター向けにセミナーを開催する。
- (4) 会報
 - ・ 次号は部会、研究会特集を予定している。
 - ・ 昨年度は毎回特集を組むことで読者をひきつけることが出来た。今年度も同様に取り組みたいと考えており、原稿依頼先に負担がかからないよう、平素から活動状況を纏めておいて頂けると有難い。
- (5) 月例研究会
 - ・ 次回(第110回)は、1月25日(火)、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課係長を講師に「サイバー犯罪の現状と情報セキュリティに関する警察の取組み」をテーマに開催する。
- (6) システム監査基準研究会
 - ・ 「情報システム監査実践マニュアル」のリニューアルを企画中、大筋固まり次第、現出版元との交渉に入る予定。

- (7) 事例研究会
- ・ 第5回システム監査実務セミナー（4日間コース）を2月に開催。今のところ9名がノミネットしている。
- (8) 教育研修委員会
- ・ 昨年度の特別認定コースの結果は前年度並だった。
- (9) 継続教育部会
- ・ 公認システム監査人の継続教育にかかる届出を受理し（12月末提出期限）、現在審査中。
- (10) その他
- ・ 総会出席権を有するのは法人30先、個人802名の計832会員になる。
 - ・ JIPDECのプライバシーマーク認定制度にかかる書類審査への協力を会員（公認システム監査人が対象）に呼びかけ、本日説明会を開催。この過程で、公認システム監査人であることの確認が円滑に進まず、事務局支援が必要になった経緯。さしあたりは認定書の提示ないし写しの提出を受ける扱いにしても、例えばホームページに公開している公認システム監査人名簿が希望者のみであることなど、対外的な見せ方につき工夫の余地が認められたため、今後善処方を検討する。

以上

議長 橋和尚道
議事録署名人 大石正人、鈴木信夫

法人部会より

自治体向けセキュリティセミナーを開催しました

法人部会 梅津尚夫

法人部会の活動行事として現在進めている「自治体向け情報セキュリティセミナー」について、第一弾を豊島区において開催しました。11月24日および11月25日の2回に分けて、豊島区民センター6階文化ホールにて、各回250名程度が集まり、合計500名のセミナーでした。対象は豊島区職員のうち、行政職（一般事務）の職員です。皆さん、住民情報などを流出することがないようになどという話を熱心に聴いていただきました。

当日は、約1時間の講演（講師は法人部会梅津尚夫）があり、続いて危機管理担当課長からも「振り込め詐欺」などの話も交えての危機管理の話がありました。セキュリティセミナーの講演内容は、

- ・ 情報セキュリティ管理の必要性、
- ・ 電子自治体と個人情報保護法
- ・ 多発する情報セキュリティ事件・事故、
- ・ アクセス・コントロールを中心としたセキュリティ対策、
- ・ セキュリティ・ポリシーと個人情報保護条例

などです。

窓口になっていただいた豊島区政策経営部情報管理課の皆様、ありがとうございました。

以上

「個人情報保護管理者／監査責任者の実務」 セミナーのご案内
--

主催 NPO 日本システム監査人協会
 後援 (財) 日本情報処理開発協会
 (社) 情報サービス産業協会

このセミナーは、

- ① 個人情報保護法に企業としてどのように対応すべきか
- ② JIS Q 15001 への対応とプライバシーマークを取得するには
- ③ 個人情報保護管理者の行うべき実務
- ④ 個人情報保護監査責任者の行うべき実務

を学ぶものです。企業内においてすぐに役立つよう、できるだけ具体的な形で進めます。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

1. 日程 平成 17 年 3 月 5 日 (土)～6 日 (日) 9:30～16:30

2. 場所 機械振興会館 B3 研修 1 室
(東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号)

3. 内容

第一日目	1. 個人情報保護法と企業リスク 弁護士 藤谷 護人	9:30～12:00 (途中 10 分休憩)
	2. JIS Q 15001 とプライバシーマーク制度 公認システム監査人 一村 義夫	13:00～14:40
	3. プライバシーマーク取得の進め方 公認システム監査人 梅津 尚夫	14:50～16:30
第二日目	1. 個人情報保護管理者の実務 公認システム監査人 竹下 和孝	9:30～12:00 (途中 10 分休憩)
	2. 個人情報保護監査責任者の実務 公認システム監査人 芳仲 宏	13:00～14:20
	3. 個人情報保護対応事例 (1)(2) 公認システム監査人 松枝 憲司	14:30～16:00
	4. 確認テスト	16:00～16:30
	5. 個別相談会	16:30～17:00

システム監査人協会法人部会メンバーで対応します

(小野、梅津、一村、松枝、竹下)

4. 確認テストで一定レベルの内容が確認されたものには、後日、協会会長名の修了証を送ります。

5. 継続教育等の認定

- ・公認システム監査人・システム監査人補における継続教育時間として認定 (12 時間相当)
- ・日本公認会計士協会の継続的専門研修制度における CPE 認定研修
- ・IT コーディネータ継続教育 (依頼予定)

6. 受講料 NPO 日本システム監査人協会会員 21,000 円 (消費税込み)
 非会員 25,200 円 (消費税込み)

受講料の振込先 みずほ銀行 下北沢支店 普通 口座番号 1053488

口座名義人名 日本システム監査人協会事務局

7. レジメ

レジメの一部として藤谷護人著「個人情報保護対策 30の鉄則」を受講者に配布します。

8. 募集対象人数 50人

9. 申し込み先 NPO 日本システム監査人協会

個人情報保護監査研究会運営委員会 担当 蓮見節夫

*受講料を振り込んだ後、下記の参加申込書を記入し、受講料振り込み票（または振込みを確認できる書類）を添付して FAX で下記あて送付してください。

FAX 03-3666-6342

10. 申し込み期限 平成 17 年 2 月 28 日

11. 問い合わせ先 NPO 日本システム監査人協会

個人情報保護監査研究会運営委員会 担当 蓮見節夫

E-Mail hasumi-setuo@nifty.com

NPO 日本システム監査人協会
「個人情報保護管理者／監査責任者の実務」セミナー申込書

年 月 日

① (当協会会員の場合) 会員 NO.

(法人会員の場合)、法人名：

② 所属企業名：

③ 参加者氏名：

④ 連絡先 E-Mail アドレス：

⑤ 請求書発行希望：あり（あて先：所属企業名／参加者名） なし

（以上の個人情報は、セミナー受講処理に必要な範囲で使用します）

⑥ 受講料振り込み票（または振込みを確認できる書類）添付

新人会員の声

入会のご挨拶

No.1403 竹村 徹也

皆様はじめまして。このたびシステム監査人協会に入会しました竹村です。

SIベンダーとして、医療情報システム導入・カスタマイズ・構築に特化した部署を率いる役割を担わされております。今後医療機関に対してより良い提案を行う事ができるためにも、今後情報セキュリティに注目しようと思っております。

来年度より実施されます個人情報保護法により、医療機関内でも情報セキュリティに対する機運が高まってきております。医療情報学会等におきましても、情報セキュリティ関連の論文発表や、議論の輪が広がっております。

しかしながら、実際の医療機関内部では、診療情報、患者情報、検査情報など個人情報としては非常に重い情報を扱っておりながら、一人一人の医療関係者の当事者意識が高いとは感じられません。このため医療機関における情報セキュリティに危惧を抱いております。

我部署自身も色々な点におきまして、知識・技術不足や意識の薄さ等を感じておりますので、医療情報技師資格取得や学会参加などを積極的に実施することで、情報セキュリティに対する実力を付け、医療機関にアラームを発し、啓蒙し、共に情報セキュリティに対応していきたいと思っております。

私個人としましては、システム監査の視点で医療機関の情報セキュリティに取り組み、微力ながら医療機関に貢献できる存在になりたいと願っております。

まだまだ未熟ですので、皆様のご指導を、何卒よろしくお願い申し上げます。

入会のご挨拶

No.1409 金児 智子

昨年の春期情報処理試験に合格したことをきっかけに入会いたしました金児と申します。

私は金融系システム会社に勤務するシステムエンジニアで、日常の業務として事務システムの開発および保守を担当しております。とは申しましても、実際には上席者が営業から企画までを行っており、私の実務としては、システム外部設計以降のフェーズから開発に参画し、本番導入を経てそれ以降のフェーズである保守までを担当しております。故に、システム監査に関する事は、仕事上ではまず接する機会がございませんので、情報処理試験合格を機に自主的に知識、技術とも維持向上していきたいかなければ、と思ひまして入会した次第です。

将来の希望としまして、これから益々重要度が高まり、一般に広く知られ実践されていくと思われるシステム監査についての各種情報を、同様に広く一般のシステム開発・保守の現場においても適切に理解し、各種監査に耐えうるシ

ステムを生み出す現場環境づくりを行っていきたいと考えております。そのために、監査人としての知識・技術を維持向上すべく努力をしておりますので、皆様どうかご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

入会のご挨拶

No.1418 石濱 幹雄

昨年9月に入会させていただきました石濱です。宜しくお願いします。

金融系IT子会社の監査部で、約1年間システム監査・内部監査をしております。

金融機関の国際部門で、1980年から米国の銀行支店と米国の商業銀行・リース会社・オートファイナンス会社での新種業務・商品の開発等のニーズからシステムのインハウス化プロジェクト等を立ち上げて実施して来ました。

1990年からは、勘定・情報・決済系の海外銀行統合業務アプリケーションの開発に業務側からのPMとして参加し、世界各国の会計・税務等に適合した概要設計の検討ほか、当局・会計監査人への説明/承認・事務企画・マニュアルの作成・ユーザーテスト・教育と移行を実施してきました。海外でのオペレーションを2拠点でサポートする計画の海外バックレスシステムを含め、移行経験は、一昨年の国内ファクタリング会社のシステム統合で40を超えました。

システム監査の必要性は、米国での銀行業務システムの一括移行時に痛感し、海外銀行業務アプリ開発時に各国の当局のシステム監査を受けその重要性をますます感じておりました。

安全対策基準等の有り難さはロンドンの支店爆破、NYでの地下鉄爆破、9・11で身にしみ

ています。当協会の先輩諸氏の、現場の経験と知識を粗にシステム監査の実践に結び付けたいと考えていますので、ご指導を宜しくお願いします。

入会のご挨拶

No.1431 藤森 守

監査人1人が経験できる監査の企業規模・環境、業種・業務などの対象範囲は限られております。被監査企業・組織にとって的確で有効な監査を実施するためには、出来るだけ様々な機会を利用して監査人のスキルアップを図ることが望まれます。

私のシステム監査人としての信念は、「システム管理基準」や「情報セキュリティ管理基準」などの客観的でグローバルなものさしを用いて、企業経営において情報化セオリーが実践されているか評価し、提言することです。

情報化セオリーとは、以下の3つです。

- ① 経営層の参画と理解
- ② PDCA (計画・実行・評価・対策) サイクルの実施
- ③ 継続的な改善と実行

話は変わりますが、最近情報セキュリティ監査を実施する中で気づいた点があります。それ

は、情報セキュリティの「機密性・完全性・可用性」の前段階として「5S」があるのではないかとのことです。

「5S」とは「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」です。個人情報保護に対する1つの注意点として、不要な個人情報は預からない、預かった個人情報は不要になった時点ですぐに返却するか廃棄するということがあります。同じように、整理・整頓とは不要な資料を廃棄し、必要な資料がすぐに取り出せるようにすることであり、完全性や可用性の前提です。次に、清掃・点検を実施することで不備な箇所の発見や予防の対策を取ることが可能となります。それらを繰り返し維持していくことが清潔であり、決まったことを守り、さらに改善をしていくという精神的な支え、教育・訓練がしつけです。

この「5S」を情報セキュリティ監査を行う場合の1つの視点とすることで、有効な助言が出来ることとあります。

ご挨拶以外の話が長くなりましたが、これからも貴協会および会員の皆様にはご助言やご指導の程を宜しくお願い申し上げます。

入会のご挨拶

No.1433 赤尾 幸俊

会員の皆様、はじめまして。

私のシステム監査へのかかわりは、およそ15年ほど前のシステム監査の試験合格時にさかのぼります。

私はそれまでメインフレームが主体であったシステム運用管理、システム基盤技術開発に関わっていましたが、システムが支えるビジネスを知ることなしにシステムも語れまい、との思いからその後10年近く海外で金融ビジネスの frontline に出ておりました。

その後、新たに移籍した銀行が外資との合弁になり、そのシステム部門で働くというめぐり合わせになり、現在は小さな組織ながらその部門長を務めております。

この間、情報システムがビジネスに対してメインフレーム時代とは比べ物にならないほど幅広く行き渡り、それゆえ管理すべきリスクも分散しかつ多様化したことを強く感じました。これは私がシステム部門をしばらく離れていたからこそより明確に感じるからだと思っています。

現在は、ビジネスに資する適切なシステム管理のフレームワークを構築している段階にありますが、同時に外部業者の管理などすでにシステム監査能力が求められる段階にあり、さまざまな活動、ノウハウを得るべく、当協会に入会しようと考えました。

こうした思いを胸に協会の活動に加わっていきたくて考えております。よろしく願いいたします。

入会のご挨拶

No.1438 江口 陽春

はじめまして。株式会社アックスの江口と申します。去年の11月に会員登録させていただきました。

現在は、レンタルサーバの運用・保守業務およびそれに付随するサポート業務を軸に、システム開発業務、サーバ、ネットワーク構築業務、および社内システムの運用・保守業務に従事しております。

私がシステム監査に興味を持ったきっかけは、当社が人材派遣業を営んでおり、個人情報を収集・利用する機会が多く、更には今年4月より個人情報保護法が施行されるという背景から、去年の6月よりプライバシーマーク取得の取り組みを自社で開始し、そのプロジェクトチームにシステム運用・保守担当者として参加したことにあります。

その取り組みの中で、資産の洗い出しおよびその運用状況の確認、リスクの分析・評価とその評価結果に対する対策の実施と規定類の整備を行い、「これをシステム企画・及び設計の段階で行っておけば、かなりの作業量をカットできたのではないか」と思いました。

多くのシステム開発経験をお持ちの方からすれば当然のことかも知れませんが、私にはそれが新たな発見でした。

そこで、「ただ、お客様のニーズに答えるだけではなく、先々の社会環境、およびお客様の業界変動を見据えシステムの企画・設計が行えるようにしたい」と思い、その為には自分自身に「監査技士」としての能力・視野を身に付ける必要を感じました。

「企画・開発」の観点からの監査技士としての能力の必要性について自分なりの所感を述べていただきましたが、本題である「システム監査」についても当然ながら必要性を感じております。

近年では、企業の不祥事が多発しており、多くの企業で監査機能が正常に機能していない状態であると感じております。そういう当社も監査機能に抜けが無いとは必ずしも言い切れません。

以上の背景を考えると、監査人による監査や公認会計士による監査の重要性や責任性は、今後、一層増すことが予想され、財務・会計および企業の基幹業務と密接に関係しているシステム監査の重要性や責任性も増加するものと思っております。そういう意味では話が少々戻ってしまいますが、「システムの可監査性」というものを十分に考慮したシステムの設計が大切だと感じております。

最後に、監査というものが必要だと感じている私なりのもう一つの理由は「モラルの回復」にあります。

私のような若輩者には述べる資格も無いかもしれませんが、日本が世界でトップレベルの技術力と経済力を得た背景には、歴史で培った勤勉さとモラル（教養）があったと思っております。

よく「夢が大切だ」と言いますが、その裏にはモラルというものが有るように感じて止みません。

ですが、最近では私を含め多数の大人のモラルが欠如しており、それが企業の不祥事に繋がるばかりか、子供への影響すら出てきている状況です。

就業している大人は通常、一日の1/3以上を会社で過ごします。会社での就業態度や心構え更には企業風土が当該本人の生き方や考え方に与える影響は大きいと考えております。

もし、可能であるならば「システム監査」という仕事を通して、少しでも企業やそこで就業する個人のモラル回復に貢献できればと思っている次第です。

言いたいことばかり述べさせていただきましたが、まだ私はシステム監査技術者の試験に合格しておりません。今年の春に実施される試験に何とか合格し、今回述べさせていただいたことが大風呂敷で終わらぬ様、精進したいと思っております。

新人気分です。

No.1441 鈴木 俊郎

はじめまして、スズキシロウと申します。システム監査技術者試験に合格したのは10年あまり前のことで、しばらく実務や知識の吸収から遠ざかっていた時期もありました。

36年間のビジネスアプリケーション構築経験を生かして、監査を通じてのIT化社会への何らかの貢献をという思いが、還暦を過ぎるあたりから少しずつ強くなってきたのを感じていました。

このたび勉強を再開するにあたり、協会の一員に加えていただき、いろいろなかたちで外側からの刺激を受けたいと願っています。こんな風に、新人としての一歩をスタートできることを、新鮮で幸せなことで喜んでいきます。

ボランティア精神を基本に、地域社会に対する感謝の気持ちを、形にして表したいと思っています。皆さまがたの暖かいご指導とご鞭撻をいただければ幸いです。

遅れてやってきたニューフェースを、どうぞよろしくお願いいたします。

入会のご挨拶

No.1442 谷口 泰正

このたびシステム監査人協会に入会させていただきました谷口と申します。

システム監査の経験は少ないですが、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1年前、システム監査人協会の北海道支部研究会は、会員でなくても参加できるということを知り、参加したのがきっかけです。ある種、異業種交流のような雰囲気の中、勉強を始めました。

私がシステム監査に出会ったのは、十数年前に遡ります。当時は汎用機全盛で、オフコンの台頭が始まりだした1988年頃でした。ガラス張りの部屋で大きな機械がせせと紙を吐き出しており、TSSによる利用者端末サービス、夜間バッチによる自動作業など、システム監査という用語がしっくり当てはまる時代でした。セキュリティという言葉の陰も薄く、ひたすら事務処理の効率化を追い求めていた時代でありました。

そんな時代だったからこそ、システム監査に求められるものも今とは違い、また重要性も低かったと思います。

今、個人情報の漏洩などが社会問題化し、セキュリティの言葉の意味を知らない人は少なくなりました。情報処理試験のセキュリティ・アドミニストレータの受験者は増加する一方です。情報システムの複雑かつ多様化を反映し、システム監査、セキュリティ・アドミニストレータが活躍する場所も増加しています。

それとともに、システム監査・情報セキュリティに求められるものも変わりつつあり、システム監査と情報セキュリティは表裏一体のものとなりつつあります。

このような時代の流れの中、客観的な観点から様々な情報システムを見続け、また、自分を広げることに一助にできたらと考えて入会いたしました。皆様、どうかよろしく願いいたします。

入会のご挨拶

No.1443 梅原 清宏

平成16年度秋期募集で公認システム監査人の認定を受けたのをきっかけに、この度SAAJに入会させていただきました。大阪府下を中心に独立コンサルタントとして中小企業の経営支援を行っている梅原と申します。今年、年男です。入会時にご送付いただいた既刊会報の記事を読み、当協会の真摯な活動状況と会員各位のレベルの高さに感服すると共に、素晴らしい会に参加させていただけたと喜んでおります。

現在、公的機関等で中小企業診断士として経営に関する診断及び助言を行っています。ITコーディネータでもあり、「ITを活用した経営改革」をテーマに活動分野を拡げて来ましたが、そのプロセスで「システム監査」に出会いました。

最近「経営診断」より「システム監査」の方が、自分の性格に合っているように感じています。情報セキュリティや個人情報保護については、中小企業でも関心は高く、今後、中小企業におけるシステム監査や情報セキュリティ監査を中心に活動していきたいと考えております。と、新年の夢は大きいのですが、プライバシーマークのコンサルティングに取り組み始めたばかりで、肝心の監査スキルはもとより、コンサルティングスキルもまだまだ未熟です。今後、当会のセミナー等で知識やスキルアップを図っていく所存ですので、先輩会員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

個人新人会員

会員番号	氏名	勤務先名	勤務先所属	支部/地域
1441	鈴木 俊郎			関東
1442	谷口 泰正	つうけんコンサル株式会社	ビジネスサポート事業部	北海道
1443	梅原 清宏	梅原中小企業診断士事務所		近畿
1444	唐住 尚司	(学) 産業能率大学	教育・コンサルティング部	関東
1445	江成 健一	税理士法人エナリ		関東
1446	増山 英明	鹿児島県庁	保健福祉部生活衛生課	九州
1447	高田 充	株式会社ティージー情報ネットワーク	公益ソリューション第3部	関東
1448	宮崎 雅年	北海道電力株式会社	情報通信部	北海道
1449	平 真寿美	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	管理部	関東
1450	野見山 健	富士ゼロックス	経営監査部	関東
1451	宮 勉	NCBコンピューターサービス株式会社	システム営業部	九州
1452	楢原孝一	株式会社リコー	SMC NWS推進室	関東
1453	畠山 隆雄			近畿
1454	小林 稔			北信越
1455	我那覇 宗孝	JPモルガン証券会社	内部監査	関東
1456	荻原 雅志	豊作プロジェクト株式会社	本社	関東
1457	瀧澤 高志	プリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン株式会社	IT	関東
1458	伊藤 彰浩			中四国
1459	武安 真児		経営推進部	関東
1460	加藤壽三	株式会社リクルートマネジメントソリューションズ	アドミニストレーションFU	関東
1461	亀田 裕和	情報技術開発株式会社	監査室	近畿

(編集後記)

1年間の総決算の時期である。理事会では総会の準備に追われている。NPOになって3年、会社並みの情報開示を期待する声もある。できるだけ多く協会活動の内容をお知らせすべく、今回の会報は総会がらみの内容が中心となった。例年、総会では時間をかけて熱心な討議がある。今まで出席しにくかった方も今年は是非参加していただきたいものだ。

(N, T 記)

発行所 特定非営利活動法人日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-8-8

共同ビル(市場通り)6階 65号室

TEL. 03(3666)6341 FAX. 03(3666)6342

事務局メール: saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

※ 会員専用メーリングリストで様々な情報提供を行っています。ご加入は owner-saaj@mla.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も手続が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当委員

竹下 和孝 池島 晃

富山 伸夫 須田 勉

吉田 裕孝 木村 陽一

仲 厚吉 藤野 明夫

力 利則 山田 正寛

※ 会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@yahoogroups.jp